

令和4年1月19日

登米市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の効力停止について

登米市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年水道事業管理規程第26号）第9条の規定に基づき、令和4年1月19日付けで、下記のとおり指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止しました。

記

指定番号	第32号
事業者の所在地及び 氏名又は名称	登米市南方町苔野谷地36 株式会社 渡辺工業所 代表取締役 田代 喜敬
指定の停止期間	令和4年1月19日から令和4年7月18日まで（6月）
処分の理由	<p>一般住宅の給水装置工事において、登米市上下水道部に無届で施工した。</p> <p>このことは、登米市水道事業給水条例第7条第2項の規定違反となる。</p> <p>このことにより、当該事業者は、水道法第25条の11第1項第1号、登米市水道事業指定給水装置工事事業者規程第8条及び同規程第9条に該当するため、指定の効力を停止する。</p>